

【共同漁業権】

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
奈内共第一号	十津川村漁業協同組合	吉野郡十津川村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の熊野川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡十津川村大字七色三八二番地の奈良県と和歌山県との境界と熊野川右岸との接点 基点第二号 吉野郡十津川村大字七色四二五番地の奈良県と和歌山県との境界と熊野川左岸との接点 基点第三号 五條市大塔町清水一〇番地の五條市と十津川村との境界と熊野川右岸との接点 基点第四号 五條市大塔町清水一六二番地の五條市と十津川村との境界と熊野川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡十津川村	
奈内共第二号	十津川村漁業協同組合	吉野郡十津川村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の熊野川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の西川、上湯川、柏谷との合流点から上流の山手川、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の芦瀬瀬川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の滝川、基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の神納川及び基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線から上流の旭川の区域を除く。)の区域 基点第一号 吉野郡十津川村大字桑畑一の八番地の二津野ダムの堰堤の下流端と熊野川右岸との接点 基点第二号 吉野郡十津川村大字山手谷三六六の一番地の二津野ダムの堰堤の下流端と熊野川左岸との接点 基点第三号 吉野郡十津川村大字宇宮原二番地の小休場橋の右岸下流基柱と熊野川右岸との接点 基点第四号 吉野郡十津川村大字宇宮原八六六の三番地の小休場橋の左岸下流基柱と熊野川左岸との接点 基点第五号 吉野郡十津川村大字桑畑の出合橋の右岸下流基柱と西川右岸との接点 基点第六号 吉野郡十津川村大字平谷の出合橋の左岸下流基柱と西川左岸との接点 基点第七号 吉野郡十津川村大字小原の芦瀬瀬川の右岸下流基柱と芦瀬瀬川右岸との接点 基点第八号 吉野郡十津川村大字折立の芦瀬瀬橋の左岸下流基柱と芦瀬瀬川左岸との接点 基点第九号 吉野郡十津川村大字風屋の花園橋の右岸下流基柱と滝川右岸との接点 基点第十号 吉野郡十津川村大字滝川の花園橋の左岸下流基柱と滝川左岸との接点 基点第十一号 吉野郡十津川村大字内野五二八番地の藤原橋の右岸下流基柱と神納川右岸との接点 基点第十二号 吉野郡十津川村大字山天五九番地の藤原橋の左岸下流基柱と神納川左岸との接点 基点第十三号 吉野郡十津川村大字宇宮原の旭橋の右岸下流基柱と旭川右岸との接点 基点第十四号 吉野郡十津川村大字旭の旭橋の左岸下流基柱と旭川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡十津川村	
奈内共第三号	五條市漁業協同組合	吉野郡十津川村及び五條市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の熊野川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の川原樋川の区域を除く。)の区域 基点第一号 五條市大塔町清水一〇番地の五條市と十津川村との境界と熊野川右岸との接点 基点第二号 五條市大塔町清水一六二番地の五條市と十津川村との境界と熊野川左岸との接点 基点第三号 五條市大塔町辻堂一番地の三にある猿谷ダムの堰堤の下流端と熊野川右岸との接点 基点第四号 五條市大塔町猿谷一番地の二にある猿谷ダムの堰堤の下流端と熊野川左岸との接点 基点第五号 吉野郡野迫川村大字立里字向井山二二五番地の野迫川村と五條市との境界と川原樋川右岸との接点 基点第六号 吉野郡野迫川村大字中津川字イカタメ三二二番地の野迫川村と五條市との境界と川原樋川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	五條市	
奈内共第四号	五條市漁業協同組合	吉野郡十津川村及び五條市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の熊野川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の川原樋川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の中原川の区域を除く。)の区域 基点第一号 五條市大塔町清水一〇番地の五條市と十津川村との境界と熊野川右岸との接点 基点第二号 五條市大塔町清水一六二番地の五條市と十津川村との境界と熊野川左岸との接点 基点第三号 吉野郡天川村大字塩谷一七番地の二の天川村と五條市との境界と熊野川右岸との接点 基点第四号 吉野郡天川村大字塩谷五一八番地の二の天川村と五條市との境界と熊野川左岸との接点 基点第五号 吉野郡野迫川村大字立里字向井山二二五番地の野迫川村と五條市との境界と川原樋川右岸との接点 基点第六号 吉野郡野迫川村大字中津川字イカタメ三二二番地の野迫川村と五條市との境界と川原樋川左岸との接点 基点第七号 吉野郡野迫川村大字今井字タノマチシタ三六一番地の一の野迫川村と五條市との境界と中原川右岸との接点 基点第八号 吉野郡野迫川村大字今井字チヨガハター一番地の野迫川村と五條市との境界と中原川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	五條市	
奈内共第五号	五條市漁業協同組合	五條市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の熊野川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の中原川の区域を除く。)の区域 基点第一号 五條市大塔町辻堂一番地の三にある猿谷ダムの堰堤の下流端と熊野川右岸との接点 基点第二号 五條市大塔町猿谷一番地の二にある猿谷ダムの堰堤の下流端と熊野川左岸との接点 基点第三号 吉野郡天川村大字塩谷一七番地の二の天川村と五條市との境界と熊野川右岸との接点 基点第四号 吉野郡天川村大字塩谷五一八番地の二の天川村と五條市との境界と熊野川左岸との接点 基点第五号 五條市大塔町中原百二十一の二の先にある通称八斗米滝の右岸と中原川右岸との接点 基点第六号 五條市大塔町中原百二十一の二の先にある通称八斗米滝の左岸と中原川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	五條市	
奈内共第六号	天川村漁業協同組合	吉野郡天川村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の熊野川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡天川村大字塩谷一七番地の二の天川村と五條市との境界と熊野川右岸との接点 基点第二号 吉野郡天川村大字塩谷五一八番地の二の天川村と五條市との境界と熊野川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡天川村	
奈内共第七号	天川村漁業協同組合	吉野郡天川村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の熊野川の本流及び支流(基点第三号と基点第四号を結ぶ線から上流の川迫川の区域を除く。)の区域 基点第一号 吉野郡天川村大字九尾四八三番地の九尾ダムの堰堤の下流端と熊野川右岸との接点 基点第二号 吉野郡天川村大字九尾四一四番地の九尾ダムの堰堤の下流端と熊野川左岸との接点 基点第三号 吉野郡天川村大字北角一五二番地の六の川迫ダムの堰堤の下流端と熊野川右岸との接点 基点第四号 吉野郡天川村大字北角一五五番地の五の川迫ダムの堰堤の下流端と熊野川右岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡天川村	
奈内共第八号	天川村漁業協同組合	吉野郡天川村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の熊野川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の塩谷川の区域を除く。)の区域 基点第一号 吉野郡天川村大字塩谷一七番地の二の天川村と五條市との境界と熊野川右岸との接点 基点第二号 吉野郡天川村大字塩谷五一八番地の二の天川村と五條市との境界と熊野川左岸との接点 基点第三号 吉野郡天川村大字滝尾二四五番地の滝尾の滝と熊野川右岸との接点 基点第四号 吉野郡天川村大字滝尾二八四番地の滝尾の滝と熊野川左岸との接点 基点第五号 吉野郡天川村大字塩谷二三一番地の一の砂防堰堤と塩谷川右岸との接点 基点第六号 吉野郡天川村大字塩谷一九四番地の砂防堰堤と塩谷川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡天川村	
奈内共第九号	天川村漁業協同組合	吉野郡天川村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の西之谷の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡天川村大字籠山四二九番地の一の西の谷橋の右岸上流基柱と西之谷右岸との接点 基点第二号 吉野郡天川村大字和田七五一番地の一の西の谷橋の左岸上流基柱と西之谷左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡天川村	

奈内共第十号	下北山村漁業協同組合	吉野郡下北山村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の北山川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡下北山村大字下桑原字川口ノ下モ七九九番地の奈良県と和歌山県との境界と七色ダム右岸との接点 基点第二号 吉野郡下北山村大字下桑原字コヤナセ八〇四番地の奈良県と三重県との境界と七色ダム左岸との接点 基点第三号 吉野郡下北山村大字上池原一八番地の国道169号線と北山川右岸との接点 基点第四号 吉野郡下北山村大字上池原一七一番地の国道169号線と北山川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡下北山村	
奈内共第十一号	下北山村漁業協同組合	吉野郡下北山村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の北山川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の西の川の区域を除く。)の区域 基点第一号 吉野郡下北山村大字下桑原字川口ノ下モ七九九番地の奈良県と和歌山県との境界と七色ダム右岸との接点 基点第二号 吉野郡下北山村大字下桑原字コヤナセ八〇四番地の奈良県と三重県との境界と七色ダム左岸との接点 基点第三号 吉野郡下北山村大字下桑原一〇九七番地の大小井橋の右岸下流基柱と七色ダム(北山川)右岸との接点 基点第四号 吉野郡下北山村大字下桑原一四二番地の大小井橋の左岸下流基柱と七色ダム(北山川)左岸との接点 基点第五号 吉野郡下北山村大字下桑原七六三番地の三の下北山村鮎苗採捕施設の梁設置基盤と西の川右岸との接点 基点第六号 吉野郡下北山村大字下桑原九九四番地の二の下北山村鮎苗採捕施設の梁設置基盤と西の川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡下北山村	
奈内共第十二号	上北山村漁業協同組合 ほか一組合	吉野郡下北山村 及び上北山村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の北山川の本流及び支流(基点第三号と基点第四号を結ぶ線から上流の備後川、三重県側の備後川支流及び基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の東の川の区域を除く。)の区域 基点第一号 吉野郡下北山村大字上池原字惣谷八〇三番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川右岸との接点 基点第二号 吉野郡下北山村大字下池原字柏の木九〇番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川左岸との接点 基点第三号 吉野郡上北山村大字河合字塔谷四八二番地の四の奈良県と三重県との境界と備後川右岸との接点 基点第四号 基点第三号から二七〇度の線と備後川左岸との交点 基点第五号 吉野郡上北山村大字小椽字ヌケ谷六二番地の二の坂本ダムの堰堤の下流端と東の川右岸との接点 基点第六号 吉野郡上北山村大字河合字浦田和四八九番地の二の坂本ダムの堰堤の下流端と東の川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡下北山村及び上北山村	
奈内共第十三号	上北山村漁業協同組合 ほか一組合	吉野郡下北山村 及び上北山村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の北山川の本流及び支流(基点第三号と基点第四号を結ぶ線から上流の備後川、三重県側の備後川支流及び基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の古川の区域を除く。)の区域 基点第一号 吉野郡下北山村大字上池原字惣谷八〇三番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川右岸との接点 基点第二号 吉野郡下北山村大字下池原字柏の木九〇番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川左岸との接点 基点第三号 吉野郡上北山村大字河合字塔谷四八二番地の四の奈良県と三重県との境界と備後川右岸との接点 基点第四号 基点第三号から二七〇度の線と備後川左岸との交点 基点第五号 吉野郡上北山村大字白川字ナゴセ八六九番地の一の奈良県と三重県との境界と古川右岸との接点 基点第六号 吉野郡上北山村大字河合字ゴミキ四八八番地の一の奈良県と三重県との境界と古川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡下北山村及び上北山村	
奈内共第十四号	上北山村漁業協同組合 ほか一組合	吉野郡下北山村 及び上北山村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線と基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の北山川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の備後川、三重県側の備後川支流、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の古川、トチヅル谷との合流点から上流の東の川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の前鬼川、明芽谷との合流点から上流の白川又川及び基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の小椽川の区域を除く。)の区域 基点第一号 吉野郡下北山村大字上池原字惣谷八〇三番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川右岸との接点 基点第二号 吉野郡下北山村大字下池原字柏の木九〇番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川左岸との接点 基点第三号 吉野郡上北山村大字河合一番地の一のやすらぎ橋の右岸下流基柱と北山川右岸との接点 基点第四号 吉野郡上北山村大字河合五五三番地の二のやすらぎ橋の左岸下流基柱と北山川左岸との接点 基点第五号 吉野郡上北山村大字河合字成谷四八八番地の奥備後橋の右岸下流基柱と備後川右岸との接点 基点第六号 三重県熊野市五郷町字オシゴヤ〇七〇三〇六八番地の奥備後橋の左岸下流基柱と備後川左岸との接点 基点第七号 吉野郡上北山村大字白川字ナゴセ八六九番地の一の名古瀬橋の右岸下流基柱と古川右岸との接点 基点第八号 吉野郡上北山村大字河合字ゴミキ四八八番地の一の名古瀬橋の左岸下流基柱と古川左岸との接点 基点第九号 吉野郡下北山村大字前鬼の不動七重滝の約一*。メートル下流の前鬼遊歩道の吊り橋の右岸下流基柱と前鬼川右岸との接点 基点第十号 吉野郡下北山村大字前鬼の不動七重滝の約一*。メートル下流の前鬼遊歩道の吊り橋の左岸下流基柱と前鬼川左岸との接点 基点第十一号 吉野郡上北山村大字河合五四八番地の四の清流橋の右岸下流基柱と小椽川右岸との接点 基点第十二号 吉野郡上北山村大字河合五三一番地の清流橋の左岸下流基柱と小椽川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡下北山村及び上北山村	
奈内共第十五号	上北山村漁業協同組合 ほか一組合	吉野郡下北山村 及び上北山村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線と基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の北山川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の備後川、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の東の川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の前鬼川及び明芽谷との合流点から上流の白川又川の区域を除く。)の区域 基点第一号 吉野郡下北山村大字上池原字惣谷八〇三番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川右岸との接点 基点第二号 吉野郡下北山村大字下池原字柏の木九〇番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川左岸との接点 基点第三号 吉野郡上北山村大字白川字高瀬向イ一四三五番地の一の北山川右岸に設置してある電源開発株式会社の四十番の標識 基点第四号 吉野郡上北山村大字白川字黒瀬横手九八四番地の一の北山川左岸に設置してある電源開発株式会社の四十番の標識 基点第五号 吉野郡下北山村大字大瀬字カクラの備後川右岸に設置してある電源開発株式会社の百二十六番の標識 基点第六号 吉野郡下北山村大字大瀬字ビンゴの備後川左岸に設置してある電源開発株式会社の百二十六番の標識 基点第七号 吉野郡上北山村大字小椽字ヌケ谷六二番地の二の坂本ダムの堰堤の下流端と東の川右岸との接点 基点第八号 吉野郡上北山村大字河合字浦田和四八九番地の二の坂本ダムの堰堤の下流端と東の川左岸との接点 基点第九号 吉野郡下北山村大字前鬼字キシノの前鬼川右岸に設置してある電源開発株式会社の九十六番の標識 基点第十号 吉野郡下北山村大字前鬼字ナミダニの前鬼川左岸に設置してある電源開発株式会社の九十六番の標識	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡下北山村及び上北山村	
奈内共第十七号	野迫川村漁業協同組合	吉野郡野迫川村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の川原樋川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡野迫川村大字立里字向井山二二五番地の野迫川村と五條市との境界と川原樋川右岸との接点 基点第二号 吉野郡野迫川村大字中津川字イカタメ三二二番地の野迫川村と五條市との境界と川原樋川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡野迫川村	
奈内共第十八号	野迫川村漁業協同組合	吉野郡野迫川村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の川原樋川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡野迫川村大字北今西字大股二〇八番地の橋の右岸上流基柱と川原樋川右岸との接点 基点第二号 吉野郡野迫川村大字北今西字大股一三六番地の橋の左岸上流基柱と川原樋川左岸との接点 基点第三号 吉野郡野迫川村大字北今西七九一番地の(林道土谷平線)の橋梁の右岸下流基柱と川原樋川右岸との接点 基点第四号 吉野郡野迫川村大字北今西四三三番地の(林道土谷平線)の橋梁の左岸下流基柱と川原樋川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡野迫川村	
奈内共第十九号	野迫川村漁業協同組合	吉野郡野迫川村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の中原川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡野迫川村大字今井字タノヲミチタ三六一番地の一の野迫川村と五條市との境界と中原川右岸との接点 基点第二号 吉野郡野迫川村大字今井字チヨガハター一番地の野迫川村と五條市との境界と中原川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡野迫川村	

奈内共第二十号	五條市漁業協同組合	五條市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の紀の川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の丹生川及び基点七号と基点第八号を結ぶ線から上流の古田川を除く。)の区域 基点第一号 五條市相谷町六三四番地の一の奈良県と和歌山県との境界と紀の川右岸との接点 基点第二号 五條市火打町一七番地の奈良県と和歌山県との境界と紀の川左岸との接点 基点第三号 吉野郡大淀町大字佐名伝五九一番地の大淀町と五條市との境界と紀の川右岸との接点 基点第四号 吉野郡下市町大字新住一〇三二番地の下市町と五條市との境界と紀の川左岸との接点 基点第五号 五條市西吉野町川岸一六〇番地の同市同町川岸と同市同町小古田との境界と丹生川右岸との接点 基点第六号 五條市西吉野町川岸一二五番地の同市同町川岸と同市同町小古田との境界と丹生川左岸との接点 基点第七号 五條市野原町の一の木橋の右岸下流基柱と古田川右岸との接点 基点第八号 吉野郡西吉野村大字湯塩一一六五の四六番地の一の木橋の左岸下流基柱と古田川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	五條市(五條市西吉野町十日市、ハツ川、南山、尼ヶ生、唐戸、鹿場、小古田、百谷、平沼田、夜中、湯川、西新子、赤松及び奥谷を除く。)	
奈内共第二十一号	五條市漁業協同組合	五條市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の紀の川の本流及び支流(丹生川、寿命川、西川及び宇智川の区域を除く。)の区域 基点第一号 五條市大飼町二〇六番地の一の御蔵橋の右岸下流基柱と紀の川右岸との接点 基点第二号 五條市中町三番地の一の御蔵橋の左岸下流基柱と紀の川左岸との接点 基点第三号 五條市小島町四三〇番地の一の栄山寺橋の右岸下流基柱と紀の川右岸との接点 基点第四号 五條市野原東三丁目一九二番地の一の栄山寺橋の左岸下流基柱と紀の川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	五條市(五條市西吉野町十日市、ハツ川、南山、尼ヶ生、唐戸、鹿場、小古田、百谷、平沼田、夜中、湯川、西新子、赤松及び奥谷を除く。)	
奈内共第二十二号	吉野漁業協同組合	吉野郡下市町、大淀町及び吉野町	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の紀の川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の津風呂川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の高見川を除く。)の区域 基点第一号 吉野郡大淀町大字佐名伝五九一番地の大淀町と五條市との境界と紀の川右岸との接点 基点第二号 吉野郡下市町大字新住一〇三二番地の下市町と五條市との境界と紀の川左岸との接点 基点第三号 吉野郡川上村大字東川一九六〇番地の一の川上村と吉野町との境界と紀の川右岸との接点 基点第四号 吉野郡川上村大字東川一〇六三番地の川上村と吉野町との境界と紀の川左岸との接点 基点第五号 吉野郡吉野町大字峰寺の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川右岸との接点 基点第六号 吉野郡吉野町大字河原屋の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川左岸との接点 基点第七号 吉野郡東吉野村大字中黒字糸納一八番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川右岸との接点 基点第八号 吉野郡東吉野村大字中黒字鳥井田一二三番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡下市町(大字丹生、大字長谷、大字谷、大字黒木、大字西山及び大字貝原を除く。)、大淀町及び吉野町(大字河原屋、大字津風呂、大字平尾、大字山口、大字香束、大字三茶屋、大字柳、大字小名、大字色生及び大字入野を除く。)	
奈内共第二十六号	川上村漁業協同組合	吉野郡川上村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の紀の川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡川上村大字東川一九六〇番地の一の川上村と吉野町との境界と紀の川右岸との接点 基点第二号 吉野郡川上村大字東川一〇六三番地の川上村と吉野町との境界と紀の川左岸との接点 基点第三号 吉野郡川上村大字大滝一〇六三番地の一の関西電力樫尾発電所取水堰の下流端と紀の川右岸との接点 基点第四号 吉野郡川上村大字大滝盗人谷八七九番の二の関西電力樫尾発電所取水堰の下流端と紀の川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡川上村	
奈内共第二十七号	川上村漁業協同組合	吉野郡川上村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の中井川の本流の区域 基点第一号 吉野郡川上村大字東川中井一六六八番地の二の出合橋の右岸上流基柱と中井川右岸との接点 基点第二号 吉野郡川上村大字東川中井八六二番地の二の出合橋の左岸上流基柱と中井川左岸との接点 基点第三号 吉野郡川上村大字東川字ラグガ谷口一四八六番地の高橋の右岸下流基柱と中井川右岸との接点 基点第四号 吉野郡川上村大字東川字サル谷一六五番地の二の高橋の左岸下流基柱と中井川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡川上村	
奈内共第二十八号	川上村漁業協同組合	吉野郡川上村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の紀の川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡川上村大字北塩谷三二三番地の大滝ダム網場のアンカーと大滝ダム(紀の川)右岸との接点 基点第二号 吉野郡川上村大字大滝一〇八〇番地の大滝ダム網場のアンカーと大滝ダム(紀の川)左岸との接点 基点第三号 吉野郡川上村大字北和田字長ヤミネ六五番地の五の大迫ダムの堰堤の下流端と紀の川右岸との接点 基点第四号 吉野郡川上村大字大迫字クラガリ渡し二番地の三の大迫ダムの堰堤の下流端と紀の川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡川上村	
奈内共第二十九号	川上村漁業協同組合	吉野郡川上村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の高原川の本流の区域 基点第一号 吉野郡川上村大字高原字新道阪一〇八〇番地の堰堤と高原川右岸との接点 基点第二号 吉野郡川上村大字高原字中村廻り四三七番地の堰堤と高原川左岸との接点 基点第三号 吉野郡川上村大字高原字伝田坊二四〇〇番地付近の関西電力用水取入口と高原川右岸との接点 基点第四号 吉野郡川上村大字高原字高橋横手一二〇九番地の一付近の関西電力用水取入口と高原川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡川上村	
奈内共第三十号	川上村漁業協同組合	吉野郡川上村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の井光川の本流の区域 基点第一号 吉野郡川上村大字井光字榎平四八〇番地の一の井光橋の右岸上流基柱と井光川右岸との接点 基点第二号 吉野郡川上村大字武木字ランジー二四六番地の井光橋の左岸上流基柱と井光川左岸との接点 基点第三号 吉野郡川上村大字井光字大平五二〇番地の三八の通称ロータリ橋の右岸上流基柱と井光川右岸との接点 基点第四号 吉野郡川上村大字井光字草木平五〇三番地の五七の通称ロータリ橋の左岸上流基柱と井光川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡川上村	
奈内共第三十一号	川上村漁業協同組合	吉野郡川上村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の紀の川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡川上村大字神之谷字ウメヤ谷四二五番地の二と紀の川右岸との接点の下流端 基点第二号 吉野郡川上村大字神之谷字三ノ公より南四三一番地の一と紀の川左岸との接点の下流端	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡川上村	
奈内共第三十二号	川上村漁業協同組合	吉野郡川上村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の本沢川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡川上村大字入之波字スミゴヤ二一九番地の二と本沢川右岸との接点の下流端 基点第二号 吉野郡川上村大字入之波字トチ谷一八四番地の二と本沢川左岸との接点の下流端	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡川上村	
奈内共第三十三号	川上村漁業協同組合	吉野郡川上村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の伯母谷川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡川上村大字伯母谷三七二番地と伯母谷川右岸との接点の下流端 基点第二号 吉野郡川上村大字伯母谷一九二番地と伯母谷川左岸との接点の下流端	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡川上村	
奈内共第三十四号	黒滝川漁業協同組合	吉野郡黒滝村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の丹生川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡黒滝村大字長瀬二番地の長瀬橋の右岸下流基柱と丹生川右岸との接点 基点第二号 吉野郡下市町大字丹生一四番地の長瀬橋の左岸下流基柱と丹生川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡黒滝村	
奈内共第三十五号	津風呂湖漁業協同組合	吉野郡吉野町	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の津風呂川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡吉野町大字峰寺の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川右岸との接点 基点第二号 吉野郡吉野町大字河原屋の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川左岸との接点 基点第三号 吉野郡吉野町大字三茶屋小字大井一一二番地の吉野町と宇陀市との境界と津風呂川右岸との接点 基点第四号 吉野郡吉野町大字三茶屋小字大井一九七番地の吉野町と宇陀市との境界と津風呂川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡吉野町大字河原屋、大字津風呂、大字平尾、大字山口、大字香束、大字柳、大字三茶屋、大字小名、大字色生及び大字入野	

奈内共第三十六号	津風呂湖漁業協同組合	吉野郡吉野町	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の津風呂川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の柳川と柳川の支流を除く。)の区域 基点第一号 吉野郡吉野町大字峰寺の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川右岸との接点 基点第二号 吉野郡吉野町大字河原屋の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川左岸との接点 基点第三号 吉野郡吉野町大字入野の橋(地藏橋より約一二〇メートル上流の橋)の右岸下流基柱と津風呂川右岸との接点 基点第四号 吉野郡吉野町大字入野の橋(地藏橋より約一二〇メートル上流の橋)の左岸下流基柱と津風呂川左岸との接点 基点第五号 吉野郡吉野町大字香東七二番地の二の橋の右岸下流基柱と柳川右岸との接点 基点第六号 吉野郡吉野町大字香東六九番地の四の香東簡易水道浄水場の橋の左岸下流基柱と柳川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡吉野町大字河原屋、大字津風呂、大字平尾、大字山口、大字香東、大字柳、大字三茶屋、大字小名、大字色生及び大字入野	
奈内共第三十七号	東吉野村漁業協同組合	吉野郡東吉野村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の高見川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡東吉野村大字中黒字糸納一八番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川右岸との接点 基点第二号 吉野郡東吉野村大字中黒字島井田一二三番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡東吉野村	
奈内共第三十八号	東吉野村漁業協同組合	吉野郡東吉野村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の日裏川の本流及び支流の区域 基点第一号 吉野郡東吉野村大字小九七一番地と日裏川右岸との接点の下流端 基点第二号 吉野郡東吉野村大字小一一五六番地と日裏川左岸との接点の下流端	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡東吉野村	
奈内共第三十九号	波多野漁業協同組合ほか二組合	奈良市、山辺郡山添村及び三重県伊賀市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の名張川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の治田川、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の石打川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の遅瀬川及び基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の予野川の区域を除く。)の区域 基点第一号 奈良市月ヶ瀬長引一一番地の一の奈良県と京都府との境界と高山ダム右岸との接点 基点第二号 奈良市月ヶ瀬桃香野五三〇八番地の奈良県と京都府との境界と高山ダム左岸との接点 基点第三号 山辺郡山添村大字鶴山三三四番地の奈良県と三重県との境界と名張川右岸との接点 基点第四号 山辺郡山添村大字葛尾九四番地の奈良県と三重県との境界と名張川左岸との接点 基点第五号 三重県伊賀市治田字譲り葉四三〇九番地の宮前橋の右岸下流基柱と治田川右岸との接点 基点第六号 三重県伊賀市治田字譲り葉四三〇七番一の宮前橋の左岸下流基柱と治田川左岸との接点 基点第七号 三重県伊賀市治田字青木渕二九〇の三番地の突田橋の右岸下流基柱と石打川右岸との接点 基点第八号 三重県伊賀市治田字突田五二七〇の三番地の突田橋の左岸下流基柱と石打川左岸との接点 基点第九号 山辺郡山添村大字西波多三三四の二番地の上津ダムの堰堤の下流端と遅瀬川右岸との接点 基点第十号 山辺郡山添村大字西波多七七〇の一の番地の上津ダムの堰堤の下流端と遅瀬川左岸との接点 基点第十一号 三重県伊賀市予野字城之谷九一六二番一の宮前橋の右岸下流基柱と予野川右岸との接点 基点第十二号 三重県伊賀市予野字花前四番六の宮前橋の左岸下流基柱と予野川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	奈良市月ヶ瀬、山辺郡山添村大字春日、大字大西、大字菅生、大字西波多、大字遅瀬、大字中峰山、大字広代、大字中之庄、大字吉田、大字広瀬、大字鶴山、大字片平、大字葛尾、大字三ヶ谷、大字勝原、大字切幡、大字助命、大字箕輪及び大字堂前並びに三重県伊賀市治田、予野及び大滝	
奈内共第四十号	波多野漁業協同組合ほか二組合	奈良市、山辺郡山添村及び三重県伊賀市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の名張川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の滝谷川、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の二双川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の菩提川、基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の治田川、基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線から上流の遅瀬川及び基点第十五号と基点第十六号を結ぶ線から上流の予野川の区域を除く。)の区域 基点第一号 奈良市月ヶ瀬長引一一番地の一の奈良県と京都府との境界と高山ダム右岸との接点 基点第二号 奈良市月ヶ瀬桃香野五三〇八番地の奈良県と京都府との境界と高山ダム左岸との接点 基点第三号 山辺郡山添村大字鶴山三三四番地の奈良県と三重県との境界と名張川右岸との接点 基点第四号 山辺郡山添村大字葛尾九四番地の奈良県と三重県との境界と名張川左岸との接点 基点第五号 奈良市月ヶ瀬桃香野三三四〇番地の二の市道桃香野滝谷線の橋梁の右岸下流基柱と滝谷川右岸との接点 基点第六号 奈良市月ヶ瀬桃香野六〇〇番地の三七の市道桃香野滝谷線の橋梁の左岸下流基柱と滝谷川左岸との接点 基点第七号 奈良市月ヶ瀬月瀬八四六番地の一の県道月瀬三ヶ谷線の橋梁の右岸下流基柱と二双川右岸との接点 基点第八号 奈良市月ヶ瀬月瀬八二五番地の県道月瀬三ヶ谷線の橋梁の左岸下流基柱と二双川左岸との接点 基点第九号 奈良市月ヶ瀬月瀬七六七番地の三の月瀬新橋の右岸下流基柱と菩提川右岸との接点 基点第十号 奈良市月ヶ瀬月瀬六二八番地の二の月瀬新橋の左岸下流基柱と菩提川左岸との接点 基点第十一号 三重県伊賀市治田字譲り葉四三〇九番地の宮前橋の右岸下流基柱と治田川右岸との接点 基点第十二号 三重県伊賀市治田字譲り葉四三〇七番一の宮前橋の左岸下流基柱と治田川左岸との接点 基点第十三号 山辺郡山添村大字遅瀬五一九番地のジラ前橋の右岸下流基柱と遅瀬川右岸との接点 基点第十四号 山辺郡山添村大字遅瀬五〇五番地のジラ前橋の左岸下流基柱と遅瀬川左岸との接点 基点第十五号 三重県伊賀市予野字城之谷九一六二番一の宮前橋の右岸下流基柱と予野川右岸との接点 基点第十六号 三重県伊賀市予野字花前四番六の宮前橋の左岸下流基柱と予野川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	奈良市月ヶ瀬、山辺郡山添村大字春日、大字大西、大字菅生、大字西波多、大字遅瀬、大字中峰山、大字広代、大字中之庄、大字吉田、大字広瀬、大字鶴山、大字片平、大字葛尾、大字三ヶ谷、大字勝原、大字切幡、大字助命、大字箕輪及び大字堂前並びに三重県伊賀市治田、予野及び大滝	
奈内共第四十一号	波多野漁業協同組合	山辺郡山添村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の遅瀬川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の堂前川の区域を除く。)の区域 基点第一号 山辺郡山添村大字西波多三三四の二番地の上津ダムの堰堤の下流端と遅瀬川右岸との接点 基点第二号 山辺郡山添村大字西波多七七〇の一番地の上津ダムの堰堤の下流端と遅瀬川左岸との接点 基点第三号 山辺郡山添村大字勝原一六二四の二番地の勝原橋の右岸下流基柱と遅瀬川右岸との接点 基点第四号 山辺郡山添村大字勝原一六二八の四番地の勝原橋の左岸下流基柱と遅瀬川左岸との接点 基点第五号 山辺郡山添村大字箕輪四九八の二番地の堂前橋の右岸下流基柱と堂前川右岸との接点 基点第六号 山辺郡山添村大字堂前三二二番地の堂前橋の左岸下流基柱と堂前川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	山辺郡山添村大字春日、大字大西、大字菅生、大字西波多、大字遅瀬、大字中峰山、大字広代、大字中之庄、大字吉田、大字広瀬、大字鶴山、大字片平、大字葛尾、大字三ヶ谷、大字勝原、大字切幡、大字助命、大字箕輪及び大字堂前	
奈内共第四十二号	御杖村漁業協同組合	宇陀郡御杖村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の名張川の本流及び支流の区域 基点第一号 宇陀郡御杖村大字神末四五四三番地の奈良県と三重県との境界と名張川右岸との接点 基点第二号 宇陀郡御杖村大字菅野三五四四番地の奈良県と三重県との境界と名張川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	宇陀郡御杖村	

奈内共第四十三号	布目川漁業協同組合	奈良市及び山辺郡山添村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の布目川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の田尻川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の深川の区域を除く。)の区域 基点第一号 奈良市興ヶ原町の奈良県と京都府との境界と布目川右岸との接点 基点第二号 奈良市柳生下町の奈良県と京都府との境界と布目川左岸との接点 基点第三号 奈良市都祁荻の前川橋の右岸下流基柱と布目川右岸との接点 基点第四号 奈良市都祁荻の前川橋の左岸下流基柱と布目川左岸との接点 基点第五号 山辺郡山添村大字北野四七三の二番地の橋(腰越橋から約二六〇メートル上流にある橋)の右岸下流基柱と田尻川右岸との接点 基点第六号 山辺郡山添村大字北野二九五の三番地の橋(腰越橋から約二六〇メートル上流にある橋)の左岸下流基柱と田尻川左岸との接点 基点第七号 山辺郡山添村大字北野二七九四の二番地の大江橋の右岸下流基柱と深川右岸との接点 基点第八号 山辺郡山添村大字峰寺六三八の二番地の大江橋の左岸下流基柱と深川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	奈良市北野山町、丹生町、邑地町、興ヶ原町及び柳生下町、山辺郡山添村大字室津、大字松尾、大字野、大字峰寺、大字桐山及び大字北野並びに奈良市都祁荻	
奈内共第四十四号	布目川漁業協同組合	奈良市及び山辺郡山添村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の布目川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の田尻川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の深川の区域を除く。)の区域 基点第一号 奈良市丹生町二〇六一の四の布目ダムの堰堤の下流端と布目川右岸との接点 基点第二号 奈良市北野山町八五九の一の布目ダムの堰堤の下流端と布目川左岸との接点 基点第三号 山辺郡山添村大字野一〇五の三番地の井堰(的野大橋の下にある井堰)と布目川右岸との接点 基点第四号 山辺郡山添村大字野八二一の三番地の井堰(的野大橋の下にある井堰)と布目川左岸との接点 基点第五号 山辺郡山添村大字北野四七三の二番地の橋(腰越橋から約二六〇メートル上流にある橋)の右岸下流基柱と田尻川右岸との接点 基点第六号 山辺郡山添村大字北野二九五の三番地の橋(腰越橋から約二六〇メートル上流にある橋)の左岸下流基柱と田尻川左岸との接点 基点第七号 山辺郡山添村大字北野二七九四の二番地の大江橋の右岸下流基柱と深川右岸との接点 基点第八号 山辺郡山添村大字峰寺六三八の二番地の大江橋の左岸下流基柱と深川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	奈良市北野山町、丹生町、邑地町、興ヶ原町及び柳生下町、山辺郡山添村大字室津、大字松尾、大字野、大字峰寺、大字桐山及び大字北野並びに奈良市都祁荻	
奈内共第四十五号	豊里漁業協同組合	山辺郡山添村及び宇陀市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の笠間川の本流及び支流の区域 基点第一号 山辺郡山添村大字岩屋宇平七の奈良県と三重県との境界と笠間川右岸との接点 基点第二号 山辺郡山添村大字岩屋宇サカイの奈良県と三重県との境界と笠間川左岸との接点 基点第三号 宇陀市室生無山一七の二番地の県道北野吐山線の橋脚の右岸下流基柱と笠間川右岸との接点 基点第四号 宇陀市室生無山五一の二番地の県道北野吐山線の橋脚の左岸下流基柱と笠間川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	山辺郡山添村大字岩屋及び大字毛原並びに宇陀市室生無山、室生多田、室生染田、室生小原、室生上笠間、室生下笠間及び室生深野	
奈内共第四十六号	室生漁業協同組合	宇陀市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の室生川の本流及び支流の区域 基点第一号 宇陀市室生の独立行政法人水資源機構島谷取水堰の下流端と室生川右岸との接点 基点第二号 宇陀市室生の独立行政法人水資源機構島谷取水堰の下流端と室生川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	宇陀市室生向洲、室生大野、室生三本松、室生砥取、室生瀧谷、室生西谷、室生龍口、室生黒岩、室生田口元上田口、室生田口元角川、室生下田口及び室生	
奈内共第四十七号	室生漁業協同組合ほか一組合	宇陀市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の宇陀川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の深谷川、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の天満川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の荷阪川及び基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の内牧川の区域を除く。)の区域 基点第一号 宇陀市室生大野の室生ダムの堰堤の下流端と宇陀川右岸との接点 基点第二号 宇陀市室生大野の室生ダムの堰堤の下流端と宇陀川左岸との接点 基点第三号 宇陀市榛原松牧の高倉橋の右岸下流基柱と宇陀川右岸との接点 基点第四号 宇陀市榛原松牧の高倉橋の左岸下流基柱と宇陀川左岸との接点 基点第五号 宇陀市室生大野一四一の一の三番地の龍鎮橋の右岸下流基柱と深谷川右岸との接点 基点第六号 宇陀市室生大野一四一の一の三番地の龍鎮橋の左岸下流基柱と深谷川左岸との接点 基点第七号 宇陀市榛原山辺三三五番地の四のふれあい広場のグラウンドと多目的広場の境界の延長線と天満川右岸との接点 基点第八号 宇陀市榛原山辺三三二番地のふれあい広場のグラウンドと多目的広場の境界の延長線と天満川左岸との接点 基点第九号 宇陀市榛原松牧の高屋橋から約一二〇メートル上流にある橋と荷阪川右岸との接点 基点第十号 宇陀市榛原松牧の高屋橋から約一二〇メートル上流にある橋と荷阪川左岸との接点 基点第十一号 宇陀市榛原松牧のゆうゆう橋の右岸下流基柱と内牧川右岸との接点 基点第十二号 宇陀市榛原松牧のゆうゆう橋の左岸下流基柱と内牧川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	宇陀市室生向洲、室生大野、室生三本松、室生砥取、室生瀧谷、室生西谷、室生龍口、室生黒岩、室生田口元上田口、室生下田口及び室生並びに宇陀市榛原	
奈内共第四十八号	宇陀川漁業協同組合	宇陀市榛原	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の宇陀川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の内牧川、香酢川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の芳野川の区域を除く。)の区域 基点第一号 宇陀市榛原山辺三二七九〇番地の四の赤人橋の右岸下流基柱と室生ダム右岸との接点 基点第二号 宇陀市榛原山辺三三〇四九番地の三の赤人橋の左岸下流基柱と室生ダム左岸との接点 基点第三号 宇陀市榛原篠楽の篠楽橋の右岸下流基柱と宇陀川右岸との接点 基点第四号 宇陀市榛原篠楽の篠楽橋の左岸下流基柱と宇陀川左岸との接点 基点第五号 宇陀市榛原高井の高井橋の右岸下流基柱と内牧川右岸との接点 基点第六号 宇陀市榛原高井の高井橋の左岸下流基柱と内牧川左岸との接点 基点第七号 宇陀市榛原下井足の庄屋出橋の右岸下流基柱と芳野川右岸との接点 基点第八号 宇陀市榛原下井足の庄屋出橋の左岸下流基柱と芳野川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	宇陀市榛原	
奈内共第四十九号	曾爾村漁業協同組合	宇陀郡曾爾村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の青蓮寺川の本流及び支流の区域 基点第一号 宇陀郡曾爾村大字伊賀見一六二番地の奈良県と三重県との境界と青蓮寺川右岸との接点 基点第二号 宇陀郡曾爾村大字伊賀見一六二〇番地の一の奈良県と三重県との境界と青蓮寺川左岸との接点 基点第三号 宇陀郡御杖村大字桃俣一二七番地の一の御杖村と曾爾村との境界と青蓮寺川右岸との接点 基点第四号 宇陀郡御杖村大字桃俣一五五番地の二の御杖村と曾爾村との境界と青蓮寺川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	宇陀郡曾爾村	
奈内共第五十号	御杖村漁業協同組合	宇陀郡御杖村	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の青蓮寺川の本流及び支流の区域 基点第一号 宇陀郡御杖村大字桃俣一二七番地の一の御杖村と曾爾村との境界と青蓮寺川右岸との接点 基点第二号 宇陀郡御杖村大字桃俣一五五番地の二の御杖村と曾爾村との境界と青蓮寺川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	宇陀郡御杖村	

奈内共第五十一号	大和川水域河川漁業協同組合	奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒郡三郷町、斑鳩町及び安堵町、北葛城郡王寺町、広陵町及び河合町並びに磯城郡田原本町、川西町及び三宅町	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の大和川の本流及び支流(原川、実盛川、坂根川、葛下川、信貴川、竜田川、三代川、佐味田川、不毛田川、岡崎川、布留川北流、布留川、鳥田川、基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の佐保川、珊瑚珠川、高瀬川、量川、菩提杣川、地藏院川、蟹川、秋篠川、前川放水路、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の富雄川、秋葉川、芦川、沖台川、杣川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の曾我川、高田川、葛城川、基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の飛鳥川、新川、基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線から上流の寺川、十二川及びかがり川の区域を除く。)の区域 基点第一号 生駒郡三郷町大字立野三番地の奈良県と大阪府との境界と大和川右岸との接点 基点第二号 北葛城郡王寺町大字藤井七六九番地の奈良県と大阪府との境界と大和川左岸との接点 基点第三号 桜井市大字江包四九五番地の一の桜井市と田原本町との境界と大和川右岸との接点 基点第四号 桜井市大字江包四九六番地の桜井市と田原本町との境界と大和川左岸との接点 基点第五号 大和郡山市九条町一六番地の二の関西本線の鉄橋の右岸下流基柱と佐保川右岸との接点 基点第六号 奈良市杏町の関西本線の鉄橋の左岸下流基柱と佐保川左岸との接点 基点第七号 奈良市三碓町黒谷の阪奈道路の橋脚の右岸下流基柱と富雄川右岸との接点 基点第八号 奈良市三碓町黒谷の阪奈道路の橋脚の左岸下流基柱と富雄川左岸との接点 基点第九号 磯城郡三宅町大字但馬一一六番地の一の田原本線の鉄橋の右岸下流基柱と曾我川右岸との接点 基点第十号 磯城郡三宅町大字但馬一六七番地の三の田原本線の鉄橋の左岸下流基柱と曾我川左岸との接点 基点第十一号 磯城郡三宅町大字但馬三八五番地の一の田原本線の鉄橋の右岸下流基柱と飛鳥川右岸との接点 基点第十二号 磯城郡三宅町大字但馬四九六番地の一の田原本線の鉄橋の左岸下流基柱と飛鳥川左岸との接点 基点第十三号 橿原市十市町八七八番地の二の興仁橋の右岸下流基柱と寺川右岸との接点 基点第十四号 磯城郡田原本町多一二番地の二の興仁橋の左岸下流基柱と寺川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	大和郡山市西観音寺町、東岡町及び本庄町、天理市庵治町、橿原市今井町、生駒郡三郷町勢野西並びに斑鳩町目久、北葛城郡王寺町久度並びに河合町川合、穴闇及び保田並びに磯城郡田原本町八田及び西代、川西町唐院及び結崎並びに三宅町伴堂及び屏風
奈内共第五十二号	初瀬川水域漁業協同組合	桜井市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の大和川の本流及び支流の区域 基点第一号 桜井市大字三輪四三九番地の四の出口橋の右岸上流基柱と大和川右岸との接点 基点第二号 桜井市大字粟殿九八三番地の二の出口橋の左岸上流基柱と大和川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	桜井市大字初瀬、大字出雲、大字黒崎、大字外山、大字桜井及び大字大西
奈内共第五十三号	初瀬川水域漁業協同組合	桜井市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の大和川の本流及び支流の区域 基点第一号 桜井市大字初瀬三四七番地の二の初瀬ダムの堰堤の下流端と大和川右岸との接点 基点第二号 桜井市大字初瀬一三五番地の初瀬ダムの堰堤の下流端と大和川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	桜井市大字初瀬、大字出雲、大字黒崎、大字外山、大字桜井及び大字大西
奈内共第五十四号	白川溜池漁業協同組合	奈良市及び天理市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の中川の本流及び基点第五号と基点第六号を結ぶ線から中川の本流までの導水路の区域 基点第一号 奈良市虚空蔵町シヤハミ三九三番地の一と中川右岸との接点 基点第二号 奈良市高樋町扇山助市一六二番地の一と中川左岸との接点 基点第三号 天理市和爾町八五二番地の二と中川右岸との接点 基点第四号 天理市和爾町八六四番地の五と中川左岸との接点 基点第五号 天理市岩屋町五二六番地及び五二七番地にある橋の南側の地覆と導水路右岸との接点から上流の地点と導水路右岸との接点 基点第六号 天理市岩屋町五二六番地及び五二七番地にある橋の南側の地覆と導水路左岸との接点から上流の地点と導水路左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	大和郡山市石川町、白土町、発志院町、中城町、横田町、樺枝町及び新庄町並びに天理市樺本町
奈内共第五十五号	五條市漁業協同組合	五條市	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の中川の本流及び支流の区域 基点第一号 五條市西吉野町川岸一六〇番地の同市同町川岸と同市同町小古田との境界と中川右岸との接点 基点第二号 五條市西吉野町川岸一二五番地の同市同町川岸と同市同町小古田との境界と中川左岸との接点 基点第三号 五條市西吉野町十日市五七六番地の五條市と下市町との境界と中川右岸との接点 基点第四号 五條市西吉野町十日市八七七番地の五條市と下市町との境界と中川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年八月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	五條市西吉野町十日市、西吉野町八ツ川、西吉野町南山、西吉野町尼ヶ生、西吉野町唐戸、西吉野町鹿場、西吉野町小古田、西吉野町百谷及び西吉野町平沼田
奈内共第五十六号	吉野漁業協同組合	吉野郡下市町	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の中川の本流及び支流の区域 基点第一号 五條市西吉野町十日市五七六番地の五條市と下市町との境界と中川右岸との接点 基点第二号 五條市西吉野町十日市八七七番地の五條市と下市町との境界と中川左岸との接点 基点第三号 吉野郡黒滝村大字長瀬二番地の長瀬橋の右岸下流基柱と中川右岸との接点 基点第四号 吉野郡下市町大字丹生一一四番地の長瀬橋の左岸下流基柱と中川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年八月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡下市町大字丹生、大字長谷、大字谷、大字黒木、大字西山及び大字貝原
奈内共第五十七号	津風呂湖漁業協同組合	吉野郡吉野町	次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の中川の本流及び支流(基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の柳川と柳川の支流を除く。)の区域 基点第一号 吉野郡吉野町大字峰寺の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川右岸との接点 基点第二号 吉野郡吉野町大字河原屋の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川左岸との接点 基点第三号 吉野郡吉野町大字入野の橋(地藏橋より約一二〇メートル上流の橋)の右岸下流基柱と津風呂川右岸との接点 基点第四号 吉野郡吉野町大字入野の橋(地藏橋より約一二〇メートル上流の橋)の左岸下流基柱と津風呂川左岸との接点 基点第五号 吉野郡吉野町大字香東七二番地の二の橋の右岸下流基柱と柳川右岸との接点 基点第六号 吉野郡吉野町大字香東六九番地の四の香東簡易水道浄水場の橋の左岸下流基柱と柳川左岸との接点	第五種共同漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成二十六年八月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	吉野郡吉野町大字河原屋、大字津風呂、大字平尾、大字山口、大字香東、大字柳、大字三茶屋、大字小名、大字色生及び大字入野

【区画漁業権】									
免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
奈内区第一号	北倭土地改良区	生駒市高山町	高山ため池	第二種区画漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成三十一年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	団体漁業権	生駒市高山町	
奈内区第三号	幸田繁男	磯城郡三宅町伴堂	伴堂池	第二種区画漁業	一月一日から十二月三十一日まで	平成三十一年一月一日から令和五年十二月三十一日まで	個別漁業権	磯城郡三宅町伴堂	